
用語解説

－あ－

【オープンスペース】

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

－か－

【緩傾斜護岸】

河川の護岸において、人が水辺に近づきやすくするために、傾斜を緩くしたもの。

【緩衝緑地】

大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害防止、緩和もしくは災害の拡大防止を目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域などを分離遮断することが必要な場所に状況に応じて配置する。

【基幹公園】

市民の日常生活に定着した最も基本的な公園。

近隣住区を配置単位として設ける住区基幹公園と都市を単位として設ける都市基幹公園からなる。

主としてコミュニティ形成の場、スポーツ・レクリエーションの場、震災・火災などの災害時の避難地などとして、多様な機能を持っている。

住区基幹公園・・・街区公園、近隣公園、地区公園

都市基幹公園・・・総合公園、運動公園

【コミュニティガーデン】: community garden

直訳すれば「地域社会の庭」という意味で、空き地や公共空間を利用して、地域の人々が、自主的につくる庭や花壇のことを指す。

コミュニティガーデンは、地域の美化や景観形成だけでなく、市民に憩いの場を提供すると共に、自然と触れ合いながら、人と人、人と自然、人と社会などコミュニケーションを育む場。

アメリカやイギリスで1970年代からコミュニティガーデン運動として始まったこの活動は、現在ニューヨーク都市圏でも大小2万ヶ所を超えるといわれ、全米では数え切れないほどに増加している。

ーさー

【施設緑地】

主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地。

都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。

「公共施設緑地」とは都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設であり、「民間施設緑地」とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設を指す。

【市民】

ここで指す「市民」とは、登別市に住んでいる住民はもちろんのこと、登別市のみどりに対して興味や問題意識を持ち、社会のルールを尊重しつつ、個人の自由意思に基づいて発言し、自分にできる範囲で行動する意思を持てる人というイメージで捉える。

そこで、任意のボランティア団体をはじめとして、民間の非営利団体、その中でも特に市民が主体となって継続的、自発的に公共サービスと同等の社会貢献活動を行う団体であるNPOも市民活動の一環と考え、「市民」の中にも含めるものとする。

【市民緑地制度】

都市内の私有地のみどりを保全し、良好な都市環境を確保するために、平成7年の都市緑地保全法改正により設けられた制度。

この制度は、主として土地の所有者からの申し出に基づき、地方公共団体または法第20条の6第1項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地（例えば、屋敷林、樹林地、草地など）の所有者と契約（市民緑地契約）を締結し、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定期間これを管理し、住民に公開する。

対象地は都市計画区域内の300㎡以上の私有地のみどりで管理期間は5年以上である。

都市所有者には固定資産税や都市計画税の優遇措置が与えられる。

ーたー

【地域制緑地など】

「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例などによるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としている。以下にその制度の例を示す。

制 度	概 要	根拠法令
風致地区	樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域などを都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図ることを目的とする制度。 風致地区内では、条例の定めるところにより建築物などの設置や宅地造成など土地形質の変更、木竹、土、石などの採取などにも許可行為が必要であり、制限がある。地区内では、一定の開発を許容しつつ、全体としての風致の維持を図る制度。損失補償、買入れ制度なし。	都市計画法
緑地保全地区	都市の緑地の保全を目的とする制度。都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地となる緑地などの保全を図ることを目的とする、都市緑地保全法第8条に規定される地域。損失補償および土地の買入れ制度あり。	都市緑地保全法
生産緑地地区	生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、豊かな都市環境を形成しようとする、都市計画上の制度。営農が義務づけられる。計画的な指定は難しい。	生産緑地法

【都市公園】

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。

なお、都市公園には*【基幹公園】項に示す数種類の公園がある。

【都市緑地保全法】

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律で、平成6年の改正により「緑の基本計画」制度が創設された。

以下は、緑の基本計画制度に係る法第2条の2の条文である。

「市町村は、都市における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する措置で主として都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。」

【トラスト】: (ナショナルトラスト national trust)

貴重な緑地などが失われるのを防ぐために、市民などから広く寄付金を募って緑地などを買い入れたり、寄贈を受けたりして、保存・管理し、次の世代に残していこうとする運動と組織をいう。

—は—

【パートナーシップ】: partnership

共同・協力の意味であるが、まちづくりに関していえば、様々な地域課題について協議し、相互の合意のうえで共通目標と計画を設定し、それを相互に実現していく公・民の協力関係をいう。

本計画においては、市民と企業、行政が協力して役割を分担し合い、緑化活動などを進めることを指す。

【ヒートアイランド現象】

自然の気候とは異なった、都市独特の局地気候。建物の密集や冷暖房の普及、道路の舗装による輻射熱の増大など都市化によるさまざまな要因のために、都市部が郊外部と比べて気温が高くなっている現象。等温線を描くと都市部が島のような図形になることからこう呼ばれるようになった。

【ビオトープ】: biotope

野生の動植物や微生物が生息し、自然の生態系が機能する空間。

自然環境を保全あるいは創造する際の基本となる単位。

人間によって破壊された身近な自然環境を積極的に復元していくという意味もある。

生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

【風致地区】

* 【地域制緑地など】の説明参照

【フラワーマスター】

フラワーマスターとは、花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識・技術を持ち、花のまちづくりリーダーとして積極的に指導助言できる人をフラワーマスターとして市町村が推薦し、NPO北海道・花ネットワークが選考の上、認定講習会受講者を選抜し、講習会受講後、北海道知事により認定される制度である（認定有効期間は3年間で更新有り）。

また、認定後は活動する市町村にてフラワーマスターとして登録され、地域が実施する次のような活動を積極的に行う。

- ① 植花事業のデザイン、花種などについての指導、助言
- ② 植花作業に対する指導、助言、実施指導
- ③ 花壇維持管理作業に対する指導、助言、実施作業
- ④ 育苗作業に対する指導、助言、実施作業
- ⑤ 花のまちづくりに関する研修会、講習会、講演会などの講師

【ボランティア・サポート制度】

道路清掃など市民のボランティア活動の運営や資金面などにおいて支援する制度のこと。

道路などでは、市民・道路管理者との間で協定を結び、文書で決めた内容に基づき清掃・植樹管理などを行うこと。

ーらー

【ランドマーク】: Land mark

ある都市や地域の目印となる象徴的な景観要素。

一般的には周辺から見ることのできる高さがあるもので、由緒ある建物、塔、坂、山などがランドマークになることが多い。

【緑地】

法律（都市緑地保全法第2条の2第1項）で、緑地とは

「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう」と書かれている。

この「緑地」は、都市公園や公共施設などとして管理される「施設緑地」と、一定の地域を指定して、その土地利用をコントロールすることで確保される「地域制緑地」に大きく分けられる。

（本計画が対象とする緑地の詳細は、P.3 図参照）

【緑地協定】

都市緑地保全法第14条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意により、市町村長の許可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。

協定には、対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置が定められ、認可の公告後その区域に移転してきたものに対しても効力を有する。

ーわー

【ワークショップ】: workshop

ワークショップは辞書では「仕事場、工房、研修会」などとなっていて、それらが転じて、具体的な物事を詳しく検討する会議や体験的に技術を習得する研修会などの意味に使われるようになった。

まちづくり、コミュニティづくりの場合には、さまざまな立場の参加者がともに調査活動、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、協同作業を行う活動（集まり）のことを指している。ワークショップの基本は、参加者相互の思いの共有や合意による意思決定である。